

[令和7年9月30日改正、令和8年3月11日施行]

《211～224 ㊦》「役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則」一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">第 1 章 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(規律委員会)</p> <p>第 2 条 定款第42条第 1 項第 2 号の規定に<u>基づき、理事会は、前条の目的を達成するために、その権限の一部を規律委員会（以下「委員会」という。）に委任する。</u></p> <p>第 3 条～第 6 条 (略)</p> <p>(処分の種類及び措置)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>(1) 会員等の外務員の登録等に関する規則（以下「登録等規則」という。）<u>第14条</u>の規定により外務員の登録を取り消す。</p> <p>(2) 登録等規則<u>第14条</u>の規定により2年以内の期間を定めて外務員の職務を停止する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 登録等規則<u>第 5 条</u>に規定する外務員の職務禁止措置を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 (略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(規律委員会)</p> <p>第 2 条 定款第45条第 1 項の規律委員会（以下「委員会」という。）<u>は、前条の目的を達成するための機関とする。</u></p> <p>第 3 条～第 6 条 (略)</p> <p>(処分の種類及び措置)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>(1) 会員等の外務員の登録等に関する規則（以下「登録等規則」という。）<u>第12条</u>の規定により外務員の登録を取り消す。</p> <p>(2) 登録等規則<u>第12条</u>の規定により2年以内の期間を定めて外務員の職務を停止する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 登録等規則<u>第 4 条の 2</u>に規定する外務員の職務禁止措置を講ずる。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 (略)</p> <p>第 8 条～第10条 (略)</p> <p>(自主規制処分に係る聴聞の手続き)</p> <p>第11条 本会は、前条第 1 項及び第 3 項の規定により審査した結果、指導等（第 7 条第 3 号及び同条第 4 号に規定する処分に限る。）をしようとするときは聴聞を行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 当事者は、聴聞の期日に出席して、意見を述べ、証拠書類等を提出し、又は主宰者の許可を得て本会の職員に対し質問を發</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 (略)</p> <p>第 8 条～第10条 (略)</p> <p>(聴聞の手続き)</p> <p>第11条 本会は、前条第 1 項及び第 3 項の規定により審査した結果、指導等（第 7 条第 3 号及び同条第 4 号に規定する<u>処分の手続き</u>に限る。）をしようとするときは聴聞を行う。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 当事者は、聴聞の期日に出席して、<u>弁明し</u>、意見を述べ、証拠書類等を提出し、又は主宰者の許可を得て本会の職員に対し</p>

新	旧
<p>することができる。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(行政処分に係る聴聞の手続き)</u></p> <p><u>第11条の2</u> 本会は、<u>第10条第1項及び第3項の規定により審査した結果、指導等(第7条第1号及び同条第2号に規定する処分に限る。この条において同じ。)</u>を行おうとするときは聴聞を行う。</p> <p>2 <u>本会は、指導等を行おうとする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告書の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。</u></p> <p>3 <u>第7条第1項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行う。ただし、本会が当該処分の名あて人となるべき者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>この規則に定めるもののほか、外務員の登録の取消し等については、行政手続法(平成5年法律第88号)及び商品先物取引法に基づく不利益処分に係る聴聞手続規則(平成6年農林水産省・通商産業省令第4号)に準じて実施するものとする。</u></p> <p><u>(審議等)</u></p> <p><u>第12条</u> 会長は、<u>前2条の規定により聴聞の手続きを行った結果、違反等行為に該当すると認めたときは、執るべき指導等の内容についての意見を付した上で、当該役員使用人等の指導等の審議を委員会の委員長に要請する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、前項の審議の結果、<u>第11条第4項により当事者に通知した予定される指導等の内容より当事者に不利益となる指導等の内容が適当と認めたときは、会長</u></p>	<p>質問を発することができる。</p> <p>6～8 (略)</p> <p><u>9 第7条第1号及び第2号に規定する処分の手続きについては、行政手続法(平成5年法律第88号)の定めるところによる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(審議等)</u></p> <p><u>第12条</u> 会長は、<u>前条の規定により聴聞の手続きを行った結果、違反等行為に該当すると認めたときは、執るべき指導等の内容についての意見を付した上で、当該役員使用人等の指導等の審議を委員会の委員長に要請する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、前項の審議の結果、<u>前条第4項により当事者に通知した予定される指導等の内容より当事者に不利益となる指導等の内容が適当と認めたときは、会長に</u></p>

新	旧
<p>に聴聞の再開を要請することができる。ただし、当事者が聴聞の再開を希望しないときはこの限りでない。</p> <p>(指導又は勧告の実施等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本会は、会長が前項の指導又は勧告を執行したときは、指導又は勧告を受けた役員使用人等の氏名、指導又は勧告を行った日、指導又は勧告の内容、指導又は勧告を決定した理由を、当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して<u>書面により</u>通知するものとする。</p> <p>(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 会長は、理事会が前項の審議により第7条第1号の処分を決定したとき、又は第2項(第7条第2号の処分に限る。)の要請を受けたときは、速やかにこれを執行するとともに、当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して、処分の内容を<u>書面により</u>通知する。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(不服申立て等及び処分の執行等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して<u>書面により</u>通知するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第16条～第20条 (略)</p> <p>(解除の決定、措置及び役員使用人等への通</p>	<p>聴聞の再開を要請することができる。ただし、当事者が聴聞の再開を希望しないときはこの限りでない。</p> <p>(指導又は勧告の実施等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本会は、会長が前項の指導又は勧告を執行したときは、指導又は勧告を受けた役員使用人等の氏名、指導又は勧告を行った日、指導又は勧告の内容、指導又は勧告を決定した理由を、当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して通知するものとする。</p> <p>(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 会長は、理事会が前項の審議により第7条第1号の処分を決定したとき、又は第2項(第7条第2号の処分に限る。)の要請を受けたときは、速やかにこれを執行するとともに、当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して、処分の内容を通知する。</p> <p>5～6 (略)</p> <p>(不服申立て等及び処分の執行等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する会員及び届出会員に対して通知するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第16条～第20条 (略)</p> <p>(解除の決定、措置及び役員使用人等への通</p>

新	旧
<p>知) 第21条 (略) 2 前項の要請を受けた会長は、当該申請に係る役員使用人等及び届出会員並びに当該申請を行った会員に対して、解除の決定を<u>書面により</u>通知する。 3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 (略)</p> <p>第22条～第24条 (略)</p> <p>(指導又は勧告の実施等) 第25条 (略) 2 会長は、前項の要請を受け、<u>第 6 条第 1 号又は第 2 号</u>の規定に基づき指導又は勧告を執行する。 3 本会は、会長が前項の指導又は勧告を執行したときは、指導又は勧告を受けた役員使用人等の氏名、指導又は勧告を行った日、指導又は勧告の内容、指導又は勧告を決定した理由を、当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して<u>書面により</u>通知するものとする。</p> <p>(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知) 第26条 (略) 2～3 (略) 4 会長は、理事会が前項の審議により第7条第1号の処分を決定したとき、又は第2項(第7条第2号の処分に限る。)の要請を受けたときは、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して、処分の内容を<u>書面により</u>通知する。 5～6 (略)</p> <p>(不服申立て等及び処分の執行等) 第27条 第7条第1号又は第2号の処分を受けた役員使用人等の在籍する仲介業者</p>	<p>知) 第21条 (略) 2 前項の要請を受けた会長は、当該申請に係る役員使用人等及び届出会員並びに当該申請を行った会員に対して、解除の決定を通知する。 3 (略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 (略)</p> <p>第22条～第24条 (略)</p> <p>(指導又は勧告の実施等) 第25条 (略) 2 会長は、前項の要請を受け、<u>第 6 条第 1 項又は第 2 項</u>の規定に基づき指導又は勧告を執行する。 3 本会は、会長が前項の指導又は勧告を執行したときは、指導又は勧告を受けた役員使用人等の氏名、指導又は勧告を行った日、指導又は勧告の内容、指導又は勧告を決定した理由を、当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して通知するものとする。</p> <p>(処分の決定、措置及び役員使用人等への通知) 第26条 (略) 2～3 (略) 4 会長は、理事会が前項の審議により第7条第1号の処分を決定したとき、又は第2項(第7条第2号の処分に限る。)の要請を受けたときは、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して、処分の内容を通知する。 5～6 (略)</p> <p>(不服申立て等及び処分の執行等) 第27条 第7条第1号又は第2号の処分を受けた役員使用人等の在籍する仲介業者</p>

新	旧
<p>は、<u>法第240条の11</u>において準用する法第208条の規定により、主務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して<u>書面により</u>通知するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第28条～第30条 (略)</p> <p>(解除の決定、措置及び役員使用人等への通知)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 前項の要請を受けた会長は、当該申請に係る役員使用人等、これらが在籍する仲介業者及び届出会員並びに当該申請を行った会員に対して、<u>解除の決定を書面により</u>通知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第32条 第11条、<u>第11条の2</u>、第12条、第16条及び第17条の規定は、仲介業者の役員使用人等に対する指導等に係る手続き等について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 (略)</p> <p>第33条～第35条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この改正は、改正の日(令和7年9月30日)から起算して6月を超えない範囲において本</p>	<p>は、法第208条の規定により、主務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 会長は、当該役員使用人等から第2項に定める不服申立てがなかった場合、又は不服申立てがあった場合であっても前項の再審査において処分が決定された場合には、速やかにこれを執行するとともに、この旨を当該役員使用人等が在籍する仲介業者、当該仲介業者の所属商品先物取引業者及び届出会員に対して通知するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第28条～第30条 (略)</p> <p>(解除の決定、措置及び役員使用人等への通知)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 前項の要請を受けた会長は、当該申請に係る役員使用人等、これらが在籍する仲介業者及び届出会員並びに当該申請を行った会員に対して、解除の決定を通知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第32条 第11条、第12条、第16条及び第17条の規定は、仲介業者の役員使用人等に対する指導等に係る手続き等について準用する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 (略)</p> <p>第33条～第35条 (略)</p>

新	旧
<p>会の定める日から施行する。</p> <p>2. 施行前に改正前の規則の規定に基づいて行われた処分等であって、改正後の規則にこれに相当する規定があるものは、当該処分等は改正後の規則の規定に基づいて行われたものとみなす。</p>	